明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免内規

2022年 7月13日 大学評議会承認 2022年 7月15日 常務理事会承認

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程により、大学院学生に対する授業料減免が適正に行われることを目的とする。

(申請)

第2条 申請は、原則、毎学期の所定の期日に第4条に定められた申請書類を提出することにより行う ことができる。

(資格)

- 第3条 授業料減免を受ける資格は下記の通りとする。
 - (1) 申請期間において、日本での在留資格が「留学」であること。ただし、在留資格が「留学」で、「更新」手続き中の場合は申請できる。
 - (2) 申請期間において日本に入国しており、かつ居住地が日本国内にあること。ただし、申請時点において特段の事情により一時的に日本を離れており、そのことを申請期間に先立って申し出、大学院事務室長が許可した者で、申請後所定の期日までに日本に入国した場合は申請できる。
 - (3) 当該学期を休学中でないこと。
 - (4) 国費留学生でないこと。
 - (5) 国際協力機構、各国政府の奨学金を受給する国費留学生に準ずる留学生でないこと。
 - (6) 通常の単位修得をしていること。
 - (7)経済的に困難な状況であること。

原則として以下の基準による。

- ・仕送り(学納金を除く)が、平均月額90,000円以下であること。
- ・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること。
- (8) 当該年度5月1日現在で、履修登録の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者は除く。
- (9) 支給期間が修士課程および博士前期課程4学期、博士後期課程6学期を超えないこと。
- (10) 明治学院大学学生国際交流規程第2条で定められた国外派遣留学生でないこと。

(申請書類)

- 第4条 授業料減免を希望する学生は定められた期日までに下記の書類を提出するものとする。
 - (1) 明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免申請書(所定用紙)
 - (2) その他大学院事務室が提出を求める書類

(給付)

第5条 第4条の申請書類を定められた期日までに提出し、第3条の資格を満たす場合は、授業料減免を 受けることができる。なお、減免の給付は学期毎とする。

(減免額)

第6条 減免の対象は、授業料のみとし、減免額は明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程によるものとする。

(減免の取り消し)

- 第7条 減免対象者で、次の各号の一に該当するときは、減免の資格を取り消すことがある。すでに減免を受けている者には、減免された授業料を返還させることができる。
 - (1) 学則による懲戒処分を受けたとき
 - (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
 - (3) その他、減免を受ける者として不適格と認められたとき
- 2 取り消し、返還の可否および金額については、大学院委員会で決定する。(改廃)
- 第8条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付 則

1 この内規は、2023年4月1日から施行する。